

慶弔見舞金規程

(総 則)

第1条 この規程は、本会の慶弔に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の慶弔)

第2条 本会は、会員の慶弔等に際し、次の各号の給付を行う。

(1) 結婚

祝金10,000円及び祝電とする。ただし、祝電については事前に連絡を要する。

(2) 死亡

弔慰金、献花及び弔電等30,000円程度とする。

(3) 配偶者及び子の死亡

弔電とする。

- 2 会員以外については、その適用を会長が必要と認めた場合は、給付を行うことができる。会長は、その事由を理事会に報告する。

(見舞金)

第3条 会員に次の事由が発生した時は、見舞金を支給する。

- (1) 会員が、負傷または疾病により2週間以上の入院加療を要した時は、10,000円を給付する。

(申 請)

第4条 会員は本規程第2条及び第3条の適用を受けるべき事由が発生した場合は、本人または代理人が直ちに所属する支部長に給付申請書(第2号様式)を提出する。申請書を受領した支部長は、速やかに申請書を会長に提出する。

(支 給)

第5条 会長は、前条の申請書を受領した場合は、内容を審査のうえ当該支部長を通じて給付金を支給する。

(失 効)

第6条 給付を受ける事由が発生して6ヵ月以上申請がないものには支給しないものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもの以外の事由が発生した場合は、必要事項は理事会において決定することができる。